

転倒災害を 防止しましょう!!

小売業に
おける

皆さんの店舗、バックヤードなどで、こんな出来事が起きてはいませんか？



床の凍結



床面の水や油

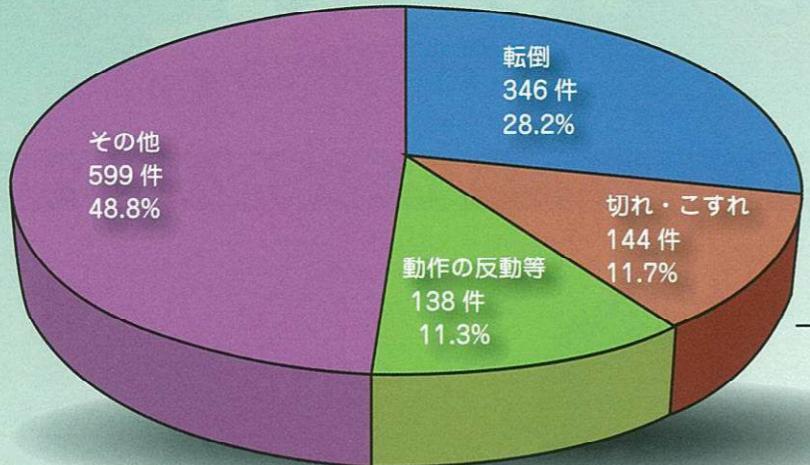
小売業で発生している労働災害（休業 4 日以上の死傷災害）のうち、約 3 割が転倒災害となっています。（次ページのグラフを参照）災害の内容としては、店舗内では、濡れた床面で足を滑らせるものが多く、一方、バックヤードでは、水、油のほか床面の凍結等により足を滑らせるものが多く発生しています。このほか、転倒災害は床面の凸凹、コード等につまずくことでも発生しています。また、発生場所も社員通用口、階段、事務所内などと多岐にわたっています。

小売業の労働災害防止には、4S 活動等の実施により通路等の床面を安全な状態に保ち、これら転倒災害の防止対策を推進することが非常に重要です。

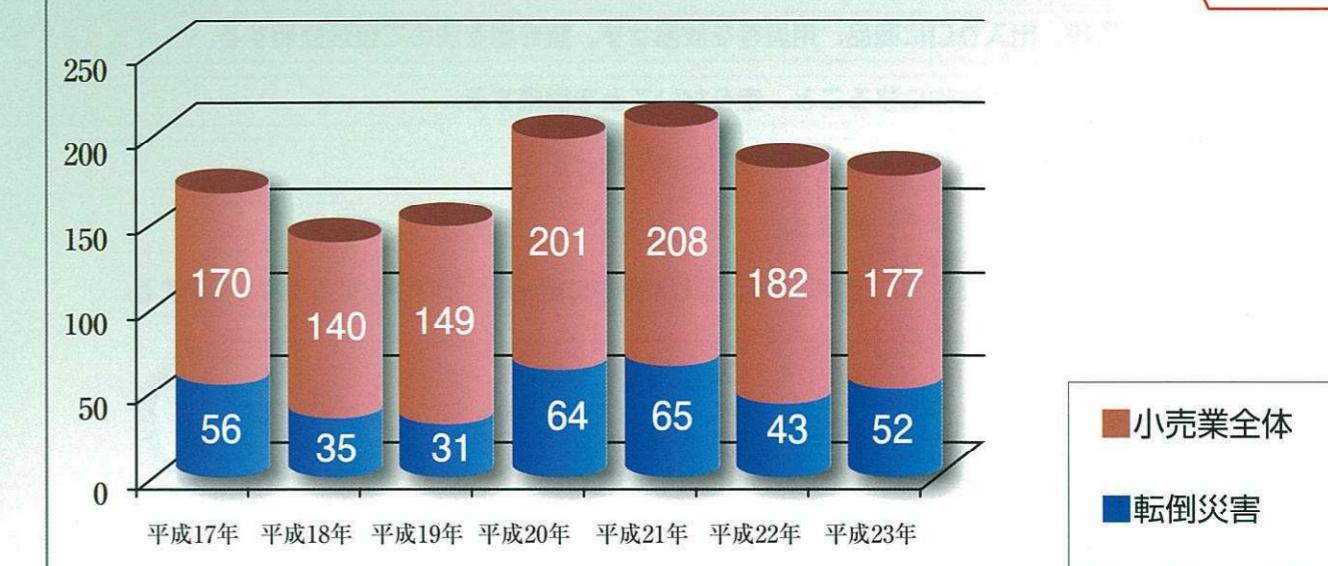
是非、みなさんの店舗、バックヤードなどの点検を行ってください。

小売業の転倒災害の状況

●平成17年から平成23年までの間に、奈良県内での小売業における休業4日以上の労働災害は1,227件発生しています。そのうち、転倒災害は次のグラフに示すように全体の約3割を占めています。



●上記期間中の各年ごとの小売業の災害発生状況は、次のグラフのとおりです。



転倒災害のパターン

転倒災害には、表紙のイラストのように凍結した床面ですべる、床面の水、油ですべるというもののほかに、次のようなつまずく、踏み外す、よろめくなどのパターンの災害もあります。

ただし、これらは一例で、転倒災害には様々なパターンがあります。



床の段差や凹凸につまずく



床面の用具、コード等につまずく



階段で足を踏み外す



持ち上げた商品の重さによろめいて転ぶ

転倒災害防止のポイント

転倒災害を防ぐポイントは、次のとおりです。

- 床の水たまりや氷、油分は放置せず、その都度除去（清掃）する。
- 通路、階段、出入り口に商品、用具等を放置せず、置き場を決めて整理整頓する。
- 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底する。
- 床面、通路は、凹凸、段差がなく滑りにくい構造とする。
- 階段には滑り止め、手すりを設ける。
- 労働者に対して、通路、床、階段での作業及び移動中に足元に十分な注意を払うよう指導する。

事業主の皆さん、自らが率先してこれらのポイントに留意して対策を講じていただく必要があります。また、労働者の皆さんにも趣旨を理解してもらうために、必要な教育指導を実施することも重要です。

4S活動を実施しましょう！

「転倒災害の防止」に効果のある日常の活動として、4S活動があります。
4S(整理・整頓・清掃・清潔) の意味と進め方は次のとおりです。

☆整理

必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること。

《進め方》

- ・不要な物の廃棄の判断がつかないときに要・不要を判断する責任者を選任する。
- ・4S ゾーンごとに所属従業員全員が定期的に掃除し、不要な物を廃棄する。
- ・店長が定期的に店内を巡回し、整理状況をチェックする。
- ・チェック結果に基づき、必要に応じて廃棄基準を見直す。

☆整頓

必要な時に必要な物をすぐに取り出せるよう、わかりやすく安全な状態で位置させること。

《進め方》

- ・現状を把握する。(品目、置き場所、置き方、使用時の移動距離)
- ・置き場所、置く物の種類、必要数を決定する。(種類、量を絞り、最短の移動距離とする。)
- ・置き場所ごとに管理担当者を決め、取り出しやすく、しまいやすい置き方を決定する。
- ・以上のルールに従い整頓し、定期的に責任者がチェックを行い、必要に応じ改善する。

☆清掃

身の回りをきれいにし、衣服、作業場、通路のゴミ、よごれ、水、氷、油等を取り除くこと。

☆清潔

整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、職場の快適な状態を実現、維持すること。

転倒災害防止のポイントと4S活動の内容をご理解いただき、労使で協力して日常の転倒災害防止活動を積極的に推進してください。そして、皆さんの職場から転倒災害をなくし、安全で清潔な職場環境を構築してください。